

## 1. 医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈 について

厚生労働省医政局より令和4年12月1日(医政発1201第4号)にて、「介護現場等において医行為であるか否かについて判断に疑義が生じることの多い行為であって原則として医行為でないと考えられるもの等」について整理されたものが、あらためて通知されました。

「医業」とは、当該行為を行うに当たり、医師の医学的判断及び技術をもってするのでなければ人体に危害を及ぼし、又は危害を及ぼすおそれのある行為(医行為)を、反復継続する意思をもって行うことであると解している。



医師、歯科医師、看護師等の免許を有さない者による医業は関係法令によって禁止されている。

# 1. 医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について

## (事例)

### (在宅介護等の介護現場におけるインスリンの投与の準備・片付け関係)

1 在宅介護等の介護現場におけるインスリン注射の実施に当たって、あらかじめ医師から指示されたタイミングでの実施の声かけ、見守り、未使用の注射器等の患者への手渡し、使い終わった注射器の片付け(注射器の針を抜き、処分する行為を除く。)及び記録を行うこと。

2 在宅介護等の介護現場におけるインスリン注射の実施に当たって、患者が血糖測定及び血糖値の確認を行った後に、介護職員が、当該血糖値があらかじめ医師から指示されたインスリン注射を実施する血糖値の範囲と合致しているかを確認すること。

3 在宅介護等の介護現場におけるインスリン注射の実施に当たって、患者が準備したインスリン注射器の目盛りが、あらかじめ医師から指示されたインスリンの単位数と合っているかを読み取ること。

## 1. 医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について

介護現場における医師、看護師等の医療に関する免許を有しない者が行う医行為について、適切か否か判断する際や、ケアの提供体制について検討する際の参考としてください。

医行為に該当しない行為についても、高齢者介護の現場等において安全に行われるべきものであり、また、行為の実施に当たっては、患者の状態を踏まえ、医師、歯科医師又は看護職員と連携することや、必要に応じてマニュアルの作成や医療従事者による研修を行うことが適切であると通知されています。